

障がい者自立支援協議会について

1. 障がい者自立支援協議会の位置づけ

障がい者自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備について協議するため設置しています。

令和4年12月の障害者総合支援法の改正では、支援体制の検討に関する情報共有のみを規定していた法第89条の3第2項において、協議会を通じた「地域づくり」において、「個から地域へ」の取組が重要であることが明確になるとともに、新設された第3項、第4項により、協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることにについて努力義務が課せられました。さらに、新設の第5項により、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課すこととなります。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(協議会)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2. 障がい者自立支援協議会の役割

(1) 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置するもので、協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障がい者等の支援体制の整備に努めること、また、その検討に当たっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取組を行うことが必要であるとされています。

(2) 主な機能

- ①地域における障がい者等への支援体制に関する課題の抽出、把握や共有
- ②地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題、ニーズ等の把握や共有
- ③地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議や取組の実施
- ④地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取り組み
- ⑤個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ⑥地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ⑦市町村から障がい者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ⑧基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ⑨障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ⑩市町村障がい福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ⑪専門部会の設置、運営 等

(3) 構成員

協議会を構成する団体及び機関等を定め、当該団体等から選出された者（構成員）および市長が必要と認める者をもって構成する。

なお、協議会の安定的かつ継続的な運営を担保する観点から、構成員のうち市長が必要と認める者について、任期を定め、「常任委員」として、市長が委嘱又は任命することとする。

また、多種多様な関係者が参加できる柔軟な会議体とするため、構成員以外の者（当事者や事業所など）の出席を求め、意見を聞くことができることとする（主に「部会」への参加を想定）。

＜参考＞協議会の構成

全体会議

地域課題の情報共有、取り組み状況の確認、方針の決定など

(メンバー)

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合、川西市障害者団体連合会
川西市地域生活支援拠点、圏域相談支援コーディネーター、介護支援専門員協会、
市障がい者基幹相談支援センター、市委託相談支援事業所、川西さくら園、
心身障害者総合福祉センター、(一社) 権利擁護なにわ
伊丹公共職業安定所、伊丹健康福祉事務所、県立川西カリヨンの丘特別支援学校、
市(インクルーシブ推進課、こども支援課、こども若者相談センター、保健センター、
障害福祉課)

運営会議

課題の集約や協議事項の調整など

(メンバー)

市障がい者基幹相談支援センター
市障害福祉課、各専門部会代表者、
主任相談支援専門員、こども支援課

日中サービス支援型共同生活援助評価会

(メンバー) 社会福祉協議会、当事者団体、
圏域相談支援コーディネーター
市委託相談支援事業者、市障害福祉課、
市障がい者基幹相談支援センター
その他構成員以外で必要と認められた者

(専門部会) 個別事例などを通じ、適切な支援のあり方について協議

相談支援部会

(メンバー)

市障がい者基幹相談支援センター
市委託相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
指定障害児相談支援事業者
市障害福祉課

精神障がい者支援部会

(メンバー)

当事者、伊丹健康福祉事務所、市内精神科医療機関、
伊丹天神川病院、市内訪問看護ステーション、
市障がい者基幹相談支援センター、市委託相談支援事業所、
市(中央包括支援センター、保健センター、生活支援課、障害
福祉課)

こども支援部会

(メンバー)

川西さくら園、川西こども家庭センター、伊丹健康福祉事務所、
市内訪問看護ステーション、川西養護学校、県立川西カリヨンの丘特別支援学校
市(インクルーシブ推進課、入園所相談課、保健センター、こども若者相談センター、
こども支援課)

3. 協議会の取組

①効果的に協議会を運営する

- ・ 専門部会等の設置、定期的に開催
- ・ 市と基幹相談支援センターの共同による事務局

4. 障がい者自立支援協議会の会議形態

○全体会議

地域課題の情報共有、各専門部会からの報告により取り組み状況の確認、方針の決定などを協議する場。全体会議は、年2～3回。全体会議の場で、必要と認められた議事に対して協議の場を設定できる。

○運営会議

協議会が自ら主体的に運営していくための仕組みとして、中核となるメンバーによる「運営会議」を設置し、地域課題の集約や協議事項の調整といった事務局機能を担う。会議は、概ね月1回開催。

○各専門部会

課題ごとに部会を設置し、実質的な協議は部会を中心として行う。個別事例などを通じ、適切な支援のあり方について協議。会議は、随時開催。

令和7年度現在、相談支援部会、こども支援部会、精神障がい者支援部会の3部会が設置。